

残高証明書の発行

お亡くなりになられた方の残高証明書の発行が必要な場合は、次のとおりお取扱いさせていただきますので、お取引店もしくは最寄りの弊社本支店窓口にお申し付けください。
(お取引内容等により、残高証明書の発行に日数がかかる場合があります。)

残高証明書発行のお申し出	相続人様等からのご依頼により発行いたします。								
ご用意いただく書類	<ul style="list-style-type: none"> ●お亡くなりになられた方(被相続人様)の戸籍謄本 (または、認証文付き法定相続情報一覧図の写し) ●ご来店者様が相続人様、遺言執行者の方、相続財産清算人の方であることがわかる書類(下表をご参照ください) 								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>ご来店者様</th> <th>ご用意いただく書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相続人様</td> <td> 相続人様であることが確認できる戸籍謄本(抄本) ただし、結婚等で被相続人様の戸籍から除籍されている場合は、相続人様の現在の戸籍謄本(抄本) ※上記に代えて「認証文付き法定相続情報一覧図の写し」でもお手続き可能です。 </td> </tr> <tr> <td>遺言執行者の方</td> <td>遺言書・遺言執行者選任に関する審判書謄本</td> </tr> <tr> <td>相続財産清算人の方</td> <td>相続財産清算人選任に関する審判書謄本</td> </tr> </tbody> </table>	ご来店者様	ご用意いただく書類	相続人様	相続人様であることが確認できる戸籍謄本(抄本) ただし、結婚等で被相続人様の戸籍から除籍されている場合は、相続人様の現在の戸籍謄本(抄本) ※上記に代えて「認証文付き法定相続情報一覧図の写し」でもお手続き可能です。	遺言執行者の方	遺言書・遺言執行者選任に関する審判書謄本	相続財産清算人の方	相続財産清算人選任に関する審判書謄本
	ご来店者様	ご用意いただく書類							
	相続人様	相続人様であることが確認できる戸籍謄本(抄本) ただし、結婚等で被相続人様の戸籍から除籍されている場合は、相続人様の現在の戸籍謄本(抄本) ※上記に代えて「認証文付き法定相続情報一覧図の写し」でもお手続き可能です。							
遺言執行者の方	遺言書・遺言執行者選任に関する審判書謄本								
相続財産清算人の方	相続財産清算人選任に関する審判書謄本								
<ul style="list-style-type: none"> ●ご来店者様のご実印および印鑑証明書 									
ご記入いただく書類	<ul style="list-style-type: none"> ●「残高証明書発行依頼書」 (必要事項をご記入のうえ、ご実印を押印ください。) 								
発行手数料	残高証明書の発行には、弊社所定の手数料が必要となります。								